

臨時株主総会参考書類

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成25年6月13日付当社プレスリリース「丸紅株式会社の完全子会社であるMXホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び「主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）の完全子会社であるMXホールディングス株式会社（以下「MXホールディングス」といいます。）は、平成25年4月30日から平成25年6月12日までの間、当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、平成25年6月19日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式13,001,211株（平成25年3月31日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合は89.48%）を所有するに至っております。

平成25年4月26日付当社プレスリリース「丸紅株式会社の完全子会社であるMXホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明及び丸紅株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、丸紅は、当社を携帯電話販売事業における業界の雄として、モバイルビジネスにおける豊富な業務経験、効率的なキャリアショップ運営体制、付加価値の高い法人営業力、自主性及び創造性のある当社の役員及び従業員等を、本公開買付け後も尊重される経営の自主性と共に有していると認識しており、当社をMXホールディングスの完全子会社とすることにより、丸紅及びその連結対象会社（以下「丸紅グループ」と総称します。）との多面的な連携関係を構築し、また、当社と同じ事業を営む丸紅テレコム株式会社（以下「丸紅テレコム」といいます。）との間で営業面、店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果の追求が可能になるとのことです。

一方、当社といたしましても、当社及び丸紅テレコムを同一グループ内におくことによる規模の拡大や、営業面・店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果は大きいと考えられるとともに、丸紅グループが有する全産業にまたがる顧客資産や取引先の活用により、当社のセールスプラットフォームのさらなる強化、新しい商材の開拓・拡大を図ることが可能となります。また、端末修理事業においては、丸紅グループが有する営業力や、国内のみならず、海外における丸紅グループのネットワークを活用することで、新たな修理事業・顧客層の拡大が可能

となります。このようなことから、本公開買付けにより当社が丸紅グループの一員になることで、当社の事業の拡大・発展を図り、企業価値の向上を目指すことが可能になると考えるに至りました。

以上を踏まえて、当社は、本臨時株主総会及び本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）において株主様のご承認をいただくことを条件として、MXホールディングスの完全子会社となるために、以下の①から③の手続（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、本議案の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行可能とする旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社普通株式の全てに全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を1,614,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を1,614,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、MXホールディングス以外の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めにしたがって売却等を行い、当該売却等によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却等の手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をMXホールディングスに売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得たうえで、当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（平成25年9月19日を予定しております。）において株主の皆様が所有する当社普通株式の数に5,510円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額）を乗じた金額に相当する金額が株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

本議案は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。

会社法第171条第1項及び第108条第1項第7号の定めにより、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるために、下記2.に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式を発行可能とする旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

また、これまで当社は、当社の定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、4,800万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、4,800万株とし、<u>発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は47,999,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は100株とする。</u></p> <p><u>第6条の2（A種種類株式）</u> 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種種類株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種種類株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第8条（単元株式数） 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第17条の2 (種類株主総会)</u></p> <p><u>第12条第2項、第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

第 2 号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

本議案は、第 1 号議案でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、第 1 号議案による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第 6 条の 3 を新設するものであります。本議案が承認され、当該定款変更の効力が生じた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、第 3 号議案が原案どおり承認可決された場合、当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得いたしますが（本完全子会社化手続の③）、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へに交付する取得対価は、第 1 号議案に係る定款変更により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき株主の皆様へに割り当てる A 種種類株式の数は、MX ホールディングス以外の株主の皆様へに割り当てる A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、1,614,000 分の 1 株といたしております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案及び第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおりに承認可決されることを条件として、平成25年9月20日にその効力が生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

第1号議案による変更後の定款	追加変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 <u>第6条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに普通株式1株につきA種種類株式1,614,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 提案の理由

本議案は、第1号議案でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行可能となるA種種類株式を交付するものです。

当社は、当該取得の対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,614,000分の1株の割合をもって交付するものといたします。なお、当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、MXホールディングス以外の株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、当社はその合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数があ

る場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式について会社法第234条の定めにしたがって売却等を行い、当該売却等によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却等の手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をMXホールディングスに売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得たうえで、当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日(平成25年9月19日を予定しております。)において株主の皆様が所有する当社普通株式の数に5,510円(本公開買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、当該取得日の前日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を1,614,000分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成25年9月20日

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において第2号議案と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに本臨時株主総会第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第4号議案 商号変更等に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成25年6月13日付当社プレスリリース「主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」のとおり、日本電気株式会社が当社の筆頭株主及び親会社でありましたが、平成25年6月19日をもって、丸紅の完全子会社であるMXホールディングスが当社の筆頭株主及び親会社となりました。今後、当社が丸紅グループにおいて、事業の拡大・発展により企業価値の向上を図るために、当社の商号を「MXモバイリング株式会社」に変更するものであります（第1条）。
- (2) 上記(1)のとおり当社の筆頭株主及び親会社が丸紅の完全子会社であるMXホールディングスに異動したことに伴い、経営体制の強化を図るため、取締役の員数の上限を撤廃し下限を3名以上とするとともに、役付取締役を新設するものであります（第18条、第21条）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

第1号議案による変更後の定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、<u>NECモバイリング株式会社</u>と称し、英文では、<u>NEC Mobiling, Ltd.</u>と表示する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、<u>MXモバイリング株式会社</u>と称し、英文では、<u>MX Mobiling Co., Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (員数) 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>第21条 (代表取締役) 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (員数) 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>第21条 (代表取締役等) 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p><u>② 取締役会は、その決議により取締役会長を選定することができる。</u></p>

第5号議案 取締役7名選任の件

平成25年6月20日をもちまして松倉 肇氏及び木下 肇氏が取締役を辞任しました。また、本臨時株主総会終結の時をもちまして、中井真人氏、佐藤慶太氏及び渡邊 穰氏が取締役を辞任いたします。つきましては、経営体制の強化を図るため、第4号議案「商号変更等に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として取締役4名を増員することとし、新たに取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ 株 本 幸 二 (昭和34年5月21日生)	昭和58年4月 丸紅(株)入社 平成14年4月 マイティカード(株)代表取締役社長 平成22年4月 丸紅(株)ITネットワークビジネス部長 平成24年4月 同社金融・物流・情報部門長代行兼ICTサービスビジネス部長 平成25年4月 同社情報・金融・不動産部門長代行(現任)	—
2	※ 室 住 隆 弘 (昭和33年8月15日生)	昭和56年4月 丸紅(株)入社 平成20年4月 同社紙パルプ総括部長 平成21年4月 同社紙パルプ部門長補佐兼紙パルプ総括部長及び建材事業室長 平成22年4月 同社紙パルプ部門長補佐兼紙パルプ総括部長 平成25年4月 同社ライフスタイル・紙パルプ部門長補佐 同 年6月 同社情報・金融・不動産部門長補佐 同 年7月 当社執行役員常務兼経営統合準備室長(現任)	—
3	※ 阿 部 達 也 (昭和37年7月26日生)	昭和60年10月 丸紅(株)入社 平成18年4月 マイティカード(株)取締役 平成22年4月 同社代表取締役社長 平成24年4月 丸紅(株)モバイルソリューションビジネス部長 同 年8月 MXホールディングス(株)社外取締役(現任) 平成25年7月 当社執行役員常務(現任)	—
4	※ 中 島 祐 一 (昭和36年2月12日生)	平成10年12月 当社入社 平成16年4月 当社総務人事部法務室長 平成20年4月 当社総務人事部長代理兼総務人事部法務室長 平成24年6月 当社執行役員兼総務人事部長 同 年12月 当社執行役員兼経営企画部長及び総務人事部長(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ なが お より あき 長 尾 頼 明 (昭和40年4月12日生)	昭和63年4月 丸紅(株)入社 平成20年4月 同社ソリューションビジネス部長代理 平成21年4月 丸紅情報システムズ(株)経営企画部長 平成24年4月 丸紅(株)モバイルソリューションビジネス部長代理 同 年10月 同社モバイルソリューションビジネス部 副部長 平成25年7月 同社モバイルソリューションビジネス部長 (現任)	—
6	※ あさ はら た か お 浅 原 多加夫 (昭和27年10月15日生)	昭和50年4月 丸紅(株)入社 平成20年4月 同社執行役員 輸送機部門長 平成21年4月 丸紅テレコム(株)顧問 同 年6月 同社代表取締役社長 (現任) 平成24年8月 MXホールディングス(株)代表取締役社長 (現任)	—
7	※ おお はし とし ゆき 大 橋 歳 幸 (昭和31年6月28日生)	昭和56年6月 丸紅(株)入社 平成16年6月 丸紅テレコム(株)取締役 モバイル事業本部長 平成23年4月 同社常務取締役 モバイル事業本部長 (現任)	—

(注) 1. ※印は新任取締役候補者です。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 長尾頼明、浅原多加夫及び大橋歳幸の各氏は、社外取締役候補者であります。

4. 長尾頼明氏は、当社の親会社である丸紅において、長年にわたり情報通信関連事業に携わっており、その経歴を通じて培われた知識と経験に基づき、当社の経営に対する監督及び助言を期待して、社外取締役候補者とするものであります。

5. 浅原多加夫氏及び大橋歳幸氏は、丸紅の子会社である丸紅テレコムにおいて、長年にわたり携帯電話販売事業に携わっており、その経歴を通じて培われた知識と経験に基づき、当社の経営に対する監督及び助言を期待して、社外取締役候補者とするものであります。

6. 当社の特定関係事業者である丸紅及び丸紅テレコムにおける長尾頼明、浅原多加夫及び大橋歳幸の各氏の過去5年間及び現在の地位及び担当は、上記の略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況欄に記載のとおりであります。

第6号議案 監査役1名選任の件

平成25年6月20日をもちまして川上耕毅氏が監査役を辞任したことから、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ 日野広隆 (昭和35年7月12日生)	昭和58年4月 丸紅㈱入社 平成20年4月 同社投資金融部 副部長 平成21年4月 同社金融商品営業部 副部長 平成22年4月 同社金融・保険営業部長 平成23年4月 同社金融・物流・情報総括部長 平成24年4月 同社金融・物流・情報部門長補佐兼金融・物流・情報総括部長 同年8月 MXホールディングス㈱社外監査役(現任) 平成25年4月 丸紅㈱情報・金融・不動産部門長補佐兼情報・金融・不動産総括部長(現任)	—

- (注) 1. ※印は新任監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 日野広隆氏は、社外監査役候補者であります。
4. 日野広隆氏は、当社の親会社である丸紅において、長年にわたり財務関連業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識と経験を有していることから、社外監査役候補者とするものであります。
5. 当社の特定関係事業者である丸紅における日野広隆氏の過去5年間及び現在の地位及び担当は、上記の略歴、地位及び重要な兼職の状況欄に記載のとおりであります。

第7号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年6月18日開催の第38期定時株主総会において、一事業年度1億5,000万円以内(うち社外取締役分1,500万円以内)とすることをご承認いただき現在に至っておりますが、今般の経営体制の強化、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬等の額を一事業年度2億円以内(うち社外取締役分1,500万円以内)に改定させていただくものです。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとします。

また、現在の取締役の員数は7名(うち社外取締役2名)ですが、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名(うち社外取締役3名)となります。

以上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

本種類株主総会と同日に開催される当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の第1号議案（「臨時株主総会参考書類」の6頁から10頁まで）でご説明申しあげましたとおり、当社は、当社がMXホールディングス株式会社の完全子会社として丸紅グループの一員となることで、当社の事業の拡大・発展を図り、企業価値の向上を目指すことが可能になると判断するに至りました。

本議案は、本臨時株主総会第1号議案でご説明申しあげました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであります。本臨時株主総会において、本完全子会社化手続のうち①を実施する定款変更議案である第1号議案が承認可決されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号の規定により、本完全子会社化手続のうち②を実施するために必要な定款変更を行うためには、当社普通株主様による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本臨時株主総会と併せて、当社普通株主様による種類株主総会を開催し、決議を行うものです。

本議案は、本臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項にしたがい当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、本臨時株主総会第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を1,614,000分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めにしたがって当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、本臨時株主総会第1号議案でご説明申しあげておりますとおり、丸紅株式会社の完全子会社であるMXホールディングス株式会社以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案、第2号議案及び第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、平成25年9月20日にその効力が生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

本 臨 時 株 主 総 会 第 1 号 議 案 による 変 更 後 の 定 款	追 加 変 更 案
第 2 章 株 式 (新 設)	第 2 章 株 式 <u>第 6 条 の 3 (全 部 取 得 条 項)</u> <u>当 会 社 は、当 会 社 が 発 行 す る 普 通 株 式 に つ い て、</u> <u>株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て そ の 全 部 を 取 得 で き る も</u> <u>の と す る。当 会 社 が 普 通 株 式 の 全 部 を 取 得 す る 場</u> <u>合 に は、普 通 株 式 の 取 得 と 引 換 え に 普 通 株 式 1 株</u> <u>に つ き A 種 種 類 株 式 1, 6 1 4, 0 0 0 分 の 1 株 の 割 合 を</u> <u>も っ て 交 付 す る。</u>

以 上